

## 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の概要

### 1 計画策定の背景及び目的

本計画は、ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し、房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図るとともに、農林業被害及び生活環境被害等の軽減を図ることを目的とする。

### 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

※ ニホンザル生息域におけるアカゲザル (*Macaca mulatta*) とニホンザルとの交雑個体を含む

### 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

### 5 現状

#### (1) 生息状況

全県での生息状況調査による推定生息群れ数は約 140 群、推定生息数は約 2,900～3,800 頭（生息数調査が実施されていない山間部を除く）である。

#### (2) 被害状況

農作物被害金額、面積ともに平成4年度以降しばらくは減少傾向が続いたが、平成20年度以降は2,500万円前後の横ばいで推移し、被害は下げ止まりの状態にある。

#### (3) 捕獲状況

近年は年間1,000頭前後が捕獲されている。

#### (4) 交雑状況

捕獲個体の遺伝分析や写真形態判定に基づく交雑判定を実施した結果、ニホンザル生息域の広い地域で交雑個体が確認されている。

### 6 第4次計画の評価

第4次計画では、群れ管理を進めるための基礎情報が少なかったことから、コアエリアを存続させつつ、将来的な群れ単位の管理への移行を見据えて、県内のサルの生息状況や群れごとの加害程度、交雑状況等の把握を進めた。さらに、地域個体

群の保全及び被害の軽減を管理の目標として対策に取り組んだ。

### 【目標①】 地域個体群の保全

交雑モニタリング調査を実施して県内の交雑状況を把握するとともに、交雑率が高い地域を中心に交雑個体の除去を進めた。しかし、今もなお交雑個体が広範囲に残存している状況であり、引き続き、交雑個体の除去に取り組む必要がある。

### 【目標②】 被害の軽減

防護柵の設置や加害個体の捕獲を進めたが、被害の軽減に至っていない。今後は、群れの特性に応じた計画的な個体群管理を推進するとともに、地域への啓発と合わせてサル用防護柵や追い払い対策等の普及を図り、被害対策を強化する必要がある。

## 7 第5次計画の目標

### (1) 目標

本計画の目的である地域個体群の保全と被害の軽減を達成するため、中長期目標及び短期目標を設定する。

#### ア 中長期的な目標

- ・アカゲザルとニホンザルの交雑を回避し、適正な個体群管理を行う。
- ・農林業や生活環境に影響のない程度にまで被害を減少させる。
- ・分布拡大を防止し平成7年度の水準まで分布を縮小させる。
- ・全ての群れの対策レベルを3以下（農林業等に大きな被害を及ぼさず交雑個体の割合も少ない状態）に維持する。

#### イ 短期的な目標

- ・ニホンザルによる被害軽減を図り、集落アンケート調査でニホンザルによる農業被害が「深刻」及び「大きい」と回答する割合を30%以下とする。
- ・交雑率の高い地域を中心に、交雑個体の除去を進めて交雑率を低下させる。
- ・分布域の前線に位置する群れを優先的に対策し、分布拡大を防止する。
- ・全ての群れの対策レベルを6以下（農林業等に深刻な被害を及ぼす群れや交雑が極端に進んだ群れが確認されない状態）に維持する。

### (2) 目標を達成するための基本的な考え方

#### ア 総合的な対策の推進

アカゲザルの交雑問題と農林業等被害問題の双方の対策を同時に推進するための新たな指標として対策レベルを設定し、対策の目標や内容、優先順位を決定した上で、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理等の総合的な対策を推進する。

#### イ 群れ管理の推進

第4次計画期間において、モニタリングを強化して全県のニホンザル生息状況や群

れごとの加害程度、交雑状況を把握し、群れ管理を実施するための基礎情報を蓄積したことから、第5次計画ではゾーニング管理から群れ管理に移行し、群れ特性の変化を総合的に把握し個体群管理の方針を決定する。

## 8 目標達成のための方策

### (1) 個体群管理

ニホンザルは群れごとに特性が異なる。そのため、効果的な対策の推進に向けて、加害レベルや個体数、交雑状況といった現況を総合的に把握する指標である対策レベルに基づいて対策の緊急性や重要度を評価し、群れごとに捕獲方針（群れ捕獲、部分捕獲、選択捕獲）を決定する。

対策を強化すべき群れについては、捕獲目標の設定や効果的な捕獲を行うためのモニタリングを実施し、計画的な捕獲を実行する。

### (2) 被害防除

防護柵について、地域単位での計画的な設置や適切な維持管理を推進するとともに、サル用防護柵の普及を図る。

また、住民主体の追い払いの支援や効果的な追い払い方法の普及に努める。

### (3) 生息環境管理

群れの行動域内外の森林の整備を進めるとともに、集落や農地周辺へサルを誘引する原因の除去に努める。

### (4) 交雑対策

群れ単位での交雑状況調査を引き続き実施し、交雑状況を把握した上で交雑個体の除去等の対策を実施する。

### (5) モニタリング等の調査研究

本県のサルを科学的・計画的に管理していくため、捕獲状況、捕獲個体、被害状況、交雑状況について継続的に調査し、その動向を把握する。

## 9 その他

### (1) 実施体制

県はニホンザル生息域の県出先機関、関係市町等を構成員とした担当者会議を開催し、各捕獲主体が作成した捕獲実施計画を踏まえて県全体の年度実施計画を策定し、関係機関や関係団体等と連携して管理を進める。

### (2) 普及啓発

計画に基づくサルの群れ管理を推進するため、県が作成した「ニホンザルわな捕獲マニュアル」を活用して、効果的な捕獲手法や防除・管理手法の普及に努める。また、一般県民に対して、計画の内容の周知や餌やり防止に関する普及啓発を行う。